章学誠『校讎通義』訳注(八)

巻三「漢志諸子第十四」(下)

宇賀神秀一・王 連旺・小田健太・角(向嶋成美・樋口泰裕・渡邉 大・荒川文教大学目録学研究会訳注

九六一年)、葉長清『文史通義注』(無錫国学専修学校叢書、一九三五年)、王重民 九八五年)を用い、あわせて、嘉業堂本、劉公純標点の『文史通義』(古籍出版社、一九五六年、中華書局新一版、 から第三十三条までを訳出する。樋口が担当した。前号に引き続き、底本には、葉瑛『文史通義校注』(中華書局、 | 九八七年、傅傑導読、田映曦注本、上海古籍出版社、二○○九年)、劉兆祐『校讎通義今註今訳』(台湾学生書局、二 本稿は、章学誠『校讎通義』の訳注である。今号では、巻三の「漢志諸子第十四」全三十三条のうち、第二十四 『校讎通義通解』(上海古籍出版社、

キーワード:校讎通義

章学誠

漢書藝文志

諸子略

諸子

○一二年)などを参照した。

- 174 -

原文

戰國、 徐諸家『垂』、又爲後世詞命之祖也『善公。 互見於兵書『七略』以蘇秦、蒯通入兵書『三四、 **参互、而抵掌談說所取資也**[www]。是以蘇、 爲秦散六國爲橫、 縱橫者、 右十四之二十四 則無縱橫矣圖。而其學具存、則以兵法權謀所 詞說之總名也圖言。蘇秦合六國爲縱、 同術而異用、 所以爲戰國事也。 而鄒陽、 張諸家、 既無 嚴 可

(訓読文)

る、 学具さに存するは、則ち兵法権謀を以て参互する所: 為し、張儀 抵掌談説の資を取る所なればなり。 既に戦国無ければ、 じくして用を異にするは、 縦横は、 鄒陽、 兵書に互見す可く『七略』蘇秦、 詞説の総名なり。 秦が為に六国を散じて横を為し、術を同 徐の諸家も、又た後世の詞命の祖と為 則ち縦横も無きなり。 戦国の事を為す所以なり。 蘇秦 是を以て蘇、 六国を合して縦を 蒯通を以て兵書に入 而るに其の

現代語訳】

いた、また、鄒陽、 すべきであり『七略』では「蘇秦」、「蒯通」を兵書略に入れて そうであるから、蘇秦や張儀の諸家は、兵書略に互見 ところとなり、 術が伝わり備わっているのは、兵法や権謀の参照する 世でなくなれば、 て合従の計を行い、 て外交上の言説の祖となるのである。 るのは、 いて連衡の計を行い、 右十四の二十四 縦横は、 戦国の世の事にあたったからである。 弁説の総称である。蘇秦が六国を連合させ 弁論、 縦横家もなくなる。それでもその学 厳安、 張儀が秦のために六国の連合を解 術が同じでありながら用が異な 談説の資料となったためである。 徐楽の諸家は、 後世にお 戦国

訳注

棄其信。」と述べられる。詞説は、遊説、弁論の言説を指宜、受命而不受辭、此其所長也。及邪人爲之、則上詐諼而對、雖多亦奚以爲。』又曰、『使乎、使乎。』言其當權事制蓋出於行人之官。孔子曰、『誦詩三百、使於四方、不能專蓋出於行人之官。孔子曰、『誦詩三百、使於四方、不能專

るなり。

右十四の二十

詩教篇などから窺える。注二を参照。 に由来する文飾を伴うものであったことが、『文史通義』いて、縦横家の弄する文辞が、意を達するべく、詩三百篇 いて、縦横家の弄する文辞が、意を達するべく、詩三百篇

四

二 『文史通義』詩教上に「戦國者、縱橫之世也。 **戰國而各具之質、當其用也、必兼縱橫之辭以文之、周衰文** 出而用世、必兼縱橫、所以文其質也。古之文質合於一、至 書、易、春秋、其質多本於禮教、 入情、 **義、固行人之所肄也。縱橫者流、推而衍之、是以能委折而** 使於四方、不能專對、雖多奚爲。』是則比興之旨、 非行人辭命之極也。孔子曰、『誦詩三百、授之以政、不達 說以取富貴、其辭敷張而揚厲、變其本而加恢奇焉、不可謂 出使專對、蓋欲文其言以達旨而已。至戰國而抵掌揣摩、 本於古者行人之官。觀春秋之辭命、列國大夫、 微婉而善諷也。九流之學、承官曲於六典、雖或原於 爲其體之有所該也。 聘問諸侯、 縱橫之學 調諭之

有列傳。」とあり、「蒯通」は、同じく「蒯子五篇」として有列傳。」とある。「蘇子三十一篇」として著録され、班固自注に「名秦、出司馬法入禮也。」と見える。「蘇子」は、諸子略従横家類孫卿子、鷃冠子、蘇子、蒯通、陸賈、淮南王二百五十九種、兵書略兵權謀家の班固自注に、「省伊尹、太公、管子、兵職の言に「談說之答則也。」とあり、裴駰集解に引孟)即為孫叔敖衣冠、抵掌談語。」とあり、裴駰集解に引孟)即為孫叔敖衣冠、抵掌談語。」とあり、裴駰集解に引

縱横、杜欽、谷永之附會、本無關於典要。」とある。 辭賦、原非政言、嚴、徐之上書、亦同獻頌、鄒陽、枚乘之ぞれ著録される。『文史通義』書教篇中に「乃若揚、馬之でれ著録される。『文史通義』書教篇中に「乃若揚、馬之

Ŧi.

著録され、自注に「名通」とある。

而不淫。」と見える。 言語篇に「大夫、行人、尤重詞命、語微婉而多切、言言語篇に「大夫、行人、尤重詞命、語微婉而多切、言言語。『中

六

原文

弊之效也。故日、

戦國者、縱橫之世也。」と述べる。

抵掌はたなごころをうつこと。遊説家による談話の際

之下、抵掌而談。」と見え、また、『史記』滑稽列伝に「**(優**動作を表す。『戦国策』秦策一に「**(蘇秦) 見說趙王於華屋**

右十四の二十五

右十四之二十五

【訓読文】

ち劉班の疎なり。

ち劉班の疎なり。

ち劉班の疎なり。

ち劉班の疎なり。

を劉班の疎なり。

を劉班の疎なり。

を劉班の疎なり。

【現代語訳】

班氏の疎漏である。

班氏の疎漏である。

がりで、注文を附して別に述べていないのは、劉氏ととあるのに、藝文志には著録してただ五篇と述べるばとあるのに、藝文志には著録してただ五篇と述べた」とあるのに、藝文志には著録してただ、蒯子」とだけ称し、または縦横家類に著録してただ、蒯子」とだけ称し、または縦横家類に著録してただ、刺子したが、今諸子略で

訳注

本節二十四条注四を参照

變、爲八十一首。」とある。
一次、「前通者、善爲長短說、論戰國之權
九八十一首、號曰雋永。」とある。また、『史記』田儋列伝
「漢書」蒯通伝に「通論戰國時說士權變、亦自序其說、

原文

數、而不詳其所由、此傳志之所以當互考也。 (董句成章、積章成篇 [2]]、擬之於樂、則篇爲大成、 (董)、「羊子四篇」、注「百章」而已 [2]]。其如何詳略、 八章」、「羊子四篇」、注「百章」而已 [3]]。其如何詳略、 八章」、「羊子四篇」、注「百章」而已 [3]]。其如何詳略、 次目錄、而以章計者、惟儒家「公孫固一篇」、注「十 次目錄、不知首之爲章計與、爲篇計與。志存「五篇」之 之傳、不知首之爲章計與、爲篇計與。志存「五篇」之 之傳、不知首之爲章計與、爲篇計與。志存「五篇」之 之傳、不知首之爲章計與、爲篇計與。志存「五篇」之 之傳、不知首之爲章計與、爲篇計與。志存「五篇」之 之傳、不知首之爲章計與、爲篇計與。志存「五篇」之 之傳、不知首之爲章計與、爲篇計與。志存「五篇」之 之傳、不知首之爲章計與、爲篇計與。志存「五篇」之 之傳、不知首之爲章計與、爲篇計與。志存「五篇」之

訓読文

右十四之二十六

右十四の二十五

句を積みて章を成し、章を積みて篇を成す、之を楽

以なり。 を詳らかにせず、 るかを知らず。志に存せし「五篇」の数、 通の伝のみに見え、首の章の為に計るか、篇の為に計 略を如何にかするか、恐らく劉班の当日、亦た未だ深 注し、「羊子」四篇に、「百章」と注するのみ。 りては、惟だ儒家の「公孫固」一篇に、「十八章」と えて章数に及ぶ者有り、小学の叙例の「倉頡」 意有らざるなり。首を以て計る者に至りては、 称するなり。 「漢志」書を計るに、多く篇名を以てし、 目録を叙次して、章を以て計うる者に至 此れ伝志の当に互いに考うるべき所 其の由る所 間、計 諸書を 独だ蒯 其の詳

に擬すれば、

則ち篇を大成と為し、章を一闋と為すな

右十四の二十六

現代語訳

数えるのに、多く篇の称を用い、またしばしば章の数 が出来上がるもので、このことを音楽に比擬すれば に及ぶことがあり、 篇は大成であり、 句を積み重ねて章が出来上がり、 章は一闋である。「漢志」は書籍を 小学の叙例は 「倉頡」諸書をその 章を積み重ねて篇

> 照すべきわけである。 に伝わる「五篇」という数が、何によるところである 篇によって数えたものであるかはわからない。「漢志 けに見られ、首が章によって数えたものであるのか のだろう。首を用いて数えるものでは、ただ蒯通伝だ く劉氏班氏の当時にあって、まだ深い考えはなかった るばかりである。書籍の詳略をどの様に示すか、恐ら 章」と注し、「羊子」四篇に、「百章」と注するのがあ ように述べている。目録を列べて、章によって数えて いるものでは、ただ儒家の「公孫固」一篇に、「十八 かは詳らかにしておらず、 列伝と芸文志それぞれ

右十四の二十六

0

訳注

見矣、歌而詠之、 記』に「積字成句、 『文心雕龍』章句篇に「夫人之立言、因字而生句、 **積章而成篇**。」と見える。また、 神氣出矣。」とある 積句成章、積章成篇、 劉大櫆『論文偶 合而讚之、音節

子之謂集大成、 大成は、楽曲を数える単位。 集大成也者、 金聲而玉振之也。」と見え、 『孟子』万章章句下に、「孔

を、まず胃 『精界 Lな、 L なっ・ニー・ 見し、 デギン) 朱熹集注に、「集衆音之小成而爲一大成也、成者、樂之一

「昔葛天氏之樂、三人操牛尾投足以歌八闋。」と見える。曲が終わること。また、その曲。 『呂氏春秋』 古楽篇に、終、書所謂 『簫韶九成』、是也。」と言う。 闋は、音楽の一

官教學童書也、與孔氏壁中古文異體。『蒼頡』七章者、秦「漢志」六藝略小学類の序文に、「『史籍篇』者、周時史

里書師合蒼頡、爰歴、博學三篇、斷六十字以爲一章、凡五而篆體復頗異、所謂秦篆者也。」と見え、また、「漢興、閻學』七章者、太史令胡母敬所作也、文字多取『史籍』篇、丞相李斯所作也。『爰歴』六章者、車府令趙高所作也。『博

十五章、幷爲蒼頡篇。」と見える。

り、また、「羊子四篇」を著録し、班固自注に「百章。故「十八章。齊閔王失國、問之、固因爲陳古今成敗也。」とあ四、諸子略儒家類に「公孫固一篇」を著録し、班固自注に

原文

秦博士。」とある。

法』。」譬二何以不入兵家耶譬思。「尉繚」之當入兵家華家「子晚子三十五篇」、注云、「好議兵、似『司馬

選三、**已**爲鄭樵糾正、不復置論 ^[2]。

右十四之二十七

【訓読文】

や。「尉繚」の当に兵家に入るるべきは、已に鄭樵にし、『司馬法』に似る」と。何を以て兵家に入れざる一雑家「子晚子三十五篇」、注に云う、「好んで兵を議

右十四の二十七

糾正せらるれば、復た論を置かず。

【現代語訳】

を 大子四の二十七 本家に著録される「子晩子三十五篇」は、班固自注 を述べている。それなのに、どうして兵家に入れる」と述べている。それなのに、どうして兵家に入れる」と述べている。同じく雑家に著録される「尉繚子」が兵家に入れるべきであることについては、すでに鄭樵によって批判、訂正されているので、ここでは が兵家に入れるべきであることについては、すで 大」が兵家に入れるべきであることについては、すで でが兵家に入れるべきであることについては、すで と述べている。それなのに、どうして兵家に入れ に鄭樵によって批判、訂正されているので、ここでは おいる。と述べている。と述べている。それなのに、どうして兵家に入れ と述べている。と述べている。と述べている。と述べている。それなのに、どうして兵家に入れ に鄭樵によって批判、訂正されているので、ここでは

訳注

いると指摘している。(『校讎通義通解 晩子三十五篇」を兵家に収めるべきという主張を矛盾して ることを批判していたことから、王重民氏は、本節の「子 節において、鄭樵が「漢志」において兵書であるはずの 五十五篇」として著録される。章学誠は、鄭樵誤校漢志三 似。」とある。「司馬法」は、六藝略礼類に「軍禮司馬法百 として著録され、 ある。「子晩子」は、諸子略雑家類に「子晩子三十五篇 不貫、此其所長也。及盪者爲之、則漫羨而無所歸心。」と 蓋出於議官。兼儒墨、 「軍礼司馬法」を六藝略礼類に著録するのを誤りとしてい 雑家類は二十家四百三篇を著録し、序に、「雑家者流 班固自注に「齊人、好議兵、與司馬法相 合名法、知國體之有此、見王治之無

> 性があると指摘していた。当該節訳注三などを参照 篇」が著録されることを踏まえ、両者は一書ではない可能 れる「二十九篇」とは別に兵書略形勢家に「尉繚三十一 因之、至崇文目始入兵書類。」とある。 「焦竑誤校漢志第十二」十三節において、雑家類に著録さ なお、 章学誠は

原文

有誤也。至三 師其何術、亦當辨而著之、今不置一說、部次雜家、 、恐亦法家之言矣。如云『尸子』非爲法者、 「尸子二十篇」躍立、書既不傳、既云「商鞅師之」躍 則商鞅 恐

右十四之二十八

[訓読文]

有るなり。 今一説も置かずして、雑家に部次するは、恐らく誤り れの術をか師とす、亦た当に辨じて之を著すべきも 師とす」と云えば、恐らく亦た法家の言なり。 『尸子』法を為す者に非ずと云わば、 「尸子二十篇」、書既に伝わらず、既に「商鞅 則ち商鞅 之を

也、班固以爲諸子類、寘於雜家、此之謂見名不見書。 是苟且、有見名不見書者。有看前不看後者、尉繚子、兵書

隋唐

自注に「六國時」とある。なお、顔師古注所引『別録』

諸子略雑家類に「**尉繚二十九篇**」として著録され、

班 に 固

繚爲商君學。」とあれば、法家にも連なることになる。

『通志』校讎略「見名不見書論」に「編書之家、

鄭樵

未可執注文一語而概其全書也。」と述べている。

姚振宗『漢書藝文志条理』は、「按不入兵家、亦必有故

右十四の二十八

現代語訳

右十四の二十八

訳注

一 商鞅の著述は「商君二十九篇」として法家類に著録されたに「名佼、魯人、秦相商君師之、鞅死、佼逃入蜀。」と注に「名佼、魯人、秦相商君師之、鞅死、佼逃入蜀。」と注に「名佼、魯人、秦相商君師之、鞅死、佼逃入蜀。」と注に「名佼、魯人、秦相商君師之、鞅死、佼逃入蜀。」と注に「名佼、魯人、秦相商君師之、鞅死、佼逃入蜀。」と注に「名佼、魯人、秦相商君師之、鞅死、佼逃入蜀。」と

右十四之二十九

ている。

足爲**鞅師耳**。」とある。 **之術如『呂氏春秋』之類、儒、墨、名、法無所不包、是以**『校讎通義通解』所引王棻『校讎通義節駁』に、**「蓋尸子**

原文]

是民春秋』、亦春秋家言而兼存典章者也 是 。 當互 是於「春秋」「尚書」、而猥次於雜家、亦錯誤也。 古者 是於「春秋」「尚書」、而猥次於雜家、亦錯誤也。 古者 是於「春秋」「尚書」、而猥次於雜家、亦錯誤也。 古者 是於「春秋」「尚書」、而猥次於雜家、亦錯誤也。 古者 是於「春秋」、 與四、 是不韋之書 [20] 、 一十二本紀」、 做其「十二月紀」、「八書」、 做其「八覽」、 「十二本紀」、 做其「十二月紀」、「八書」、 做其「八覽」、 「十二本紀」、 做其「十二月紀」、「八書」、 做其「八覽」、 「十二本紀」、 做其「十二月紀」、「八書」、 做其「八覽」、 「七十列傳」、 做其「六論」、 則乃微有所以折衷之也 [20] 。 「七十列傳」、 做其「六論」、 則乃為有所以折衷之也 [20] 。 「七十列傳」、 做其「六論」、 則內,為一方,以,表一方。 當四, 「七十列傳」、 做其「六論」、 則內,為一方,以,亦春秋家言而兼存典章者也 [20] 。 當互 「中二、 失其旨矣。 其合於章程、已具論次、 不復置論。 [20] 。 當互

[訓読文]

るは、 雖も、 虞卿、 ば、 二諸侯年表」に叙するを観て、 以て独見心裁の総名と為す。然而して左氏而外、 と称するを譏るは、 お 時錯挙して、名づけて「春秋」と曰えば、則ち呂氏猶 紀」は、其の「十二月紀」に倣い、「八書」は、 呂氏の書は、 0 秋家の言、 する者なり。 而るに猥りに雑家に次するは、 八覧」に倣い、「七十列伝」は、其の「六論」に倣え 知幾 **湯**真卿、 説有りて自り、 [呂氏春秋]、 則ち亦た微かに以て之を折衷する所有るなり。 已に具さに論次すれば、 而るに宗びて獲麟の意を仰ぐは、 呂不韋の書は、経に依りて文を為すに非ざると 其の本より史書に非ざるも、 『晏子春秋』に較べて度に合すると為すなり。 体例未だ一定有らず、孔子に「知我罪我 蓋し司馬遷の法を取る所なり。「十二本 当に「春秋」「尚書」に互見すべきも、 亦た春秋家の言にして兼ねて典章を存 諸家の著書、往往にして「春秋」を 其の旨を失うなり。 復た論を置かず。 亦た錯誤なり。 而る後に曉然たるなり。 冒して「春秋 司馬遷の 其の章程に合す 古は春 鐸椒、 其 十 几 0)

十四の二十九

【現代語訳】

虞卿、 ころがあるのである。 倣い、「七十列伝」は、 氏「十二月紀」に倣い、「八書」は、呂氏「八覧」に 馬遷によって手本とされている。 「十二本紀」は、 るのを見れば、 でいることは、 裁はとらないものの、 往々にして「春秋」を独自の見解、 だ定まっておらず、孔子に「己を知り罪するのは は誤りである。古において春秋家の言説は、 書」類に互見すべきであり、 令を伝えるものである。 て「春秋」と称したのは、 いとするようになった。そして、左氏以外の、 『史記』には『呂氏春秋』をひそかに折衷していると 『晏子春秋』と比べてちょうどよいと考えたのであろ 『呂氏春秋』 である」という説があってから、 呂不韋の書が、 は、 明らかである。呂氏の書は、思うに司 司馬遷が「十二諸侯年表」に述べて 春秋家の言説であり、 経文によりながら文章をなす体 四時が互いに挙げられ、 獲麟の意をおおもととして仰 呂氏「六論」に倣ってお 六芸略の「春 呂氏が虞卿『虞氏春秋』 みだりに雑家に列べる 判断をまとめた謂 諸家の著書は 秋 また制 体例が、 類と 名づけ 鐸椒 度法 呂

たので、これ以上述べない。

おのは、そうした旨を見誤っていることは、すでに詳しく論じいのに、みだりに「春秋」と称していることを批判すいのに、みだりに「春秋」と称していることを批判すいのに、みだりに「春秋」がもともと歴史書ではな

 \equiv

右十四の二十九

訳注

諸子略雑家類に、「呂氏春秋二十六篇」として著録され、班固自注に「秦相呂不韋輯智略士作。」とある。「隋志」は子部雑家類に「呂氏春秋二十六卷」として後漢高誘注本をや法令などの文書を指す。それらの文書が尚書類に著録されるべきであることについては、「鄭樵誤校漢志第十一」 常四条に「君上韶誥、臣下章奏、皆『尙書』訓誥之遣。後世以之攙人集部者、非也。凡典章故事、皆當視此。」と見える。

本別は、独自の見解、一家言。『呂氏春秋』制楽篇に「故 本』、卓識名理、獨見別裁、古人不能任其先聲、後代不能 出其規範。」と見える。心裁は、一家言となるような認識。 当其規範。」と見える。心裁は、一家言となるような認識。 当其規範。」と見える。心裁は、一家言となるような認識。 「文心雕龍」原道篇に、「莫不原道心裁文章、研神理而設 故。」とある。また、章学誠自身もしばしば用い、たとえ が、『文史通義』中鄭篇に、「莫不原道心裁文章、研神理而設 は、『文史通義』中鄭篇に、「英本 が、『文史通義』中鄭篇に「「本 が、『文史通義』中鄭篇に「「大本 が、『文史通義』中鄭篇に「「大本 が、『文史通義』中鄭篇に「「大本 が、『文史通義』中鄭篇に「大本 が、『文史通義』中鄭篇に「大本 が、『文史通義』中 「本本遺文故

比事屬辭之體。即當時『春秋』家言、各有派別、不盡春王的、原注に「『晏子春秋』、『虞氏春秋』、『呂氏春秋』、皆有方、原注に「『晏子春秋』、『虞氏春秋』、『呂氏春秋』、皆有り、原注に「『晏子春秋』、『虞氏春秋』、『呂氏春秋』、皆有り、原注に「『晏子春秋』、『虞氏春秋』、『呂氏春秋』、皆有以紹『春秋』、『四本章第四節を参照。また、「和州誌前誌列傳序例」上に、四本章第四節を参照。また、「和州誌前誌列傳序例」上に、四本章第四節を参照。また、「和州誌前誌列傳序例」上に、四本章第四節を参照。また、「和州誌前誌列傳序例」上に、四本章第四節と参照。

すでに『文心雕龍』に見え、史伝篇に**「漢滅嬴項、武功積**『史記』が『呂氏春秋』を踏まえているとする指摘は、

二 『孟子』滕文公下に「『春秋』、天子之事也。是故孔子曰、

其惟「春秋」乎。罪我者、其惟「春秋」乎。』」

Ŧi.

正月一體也。」と言う。

『知我者、

とある。

六 「永清県誌前誌列伝序例」に「史家著作成書、必取前人 此既百三十篇所由祖述者也。」と述べ、また、その原注に、 **言而已。至司馬遷『十二諸侯表敍』、則於呂覽、虞卿、鐸** 馬談推論六家學術、猶是莊生之敍禽、墨、荀子之非十二家 以此知劉舍人之言爲有據、其爲取式無疑也。」とある。 後世也。』言爲心聲、自比如此、豈非有所欣羨於其素哉 覽」。』又曰、『恨私心有所未盡、鄙陋沒世、而文采不著於 客之所集也。觀其『報任安書』曰、『不韋遷蜀、世傳「呂 理者十之一二、二十餘萬言、頗爲有識者所推重、 八覽、六論、大抵據儒書者十之八九、參以道家、墨家之書 辨」(『沅湘通藝録』巻二所収)に「**按『呂覽』凡十二紀** 稱也。」と述べる。また、清晏世澍「太史公本紀取式呂覧 則文非玄聖。故取式『呂覽』、通號曰紀、紀綱之號、 子長繼志、甄序帝勣。比堯稱典、則位雜中賢、法孔題經 年、陸賈稽古、作『楚漢春秋』、爰及太史談、 撰述、匯而列之、所以辨家學之淵源、明折衷之有自也。 · 史遷紹述『春秋』、卽虞、呂、鐸、左之意、人譏其僭妄非 左丘明諸家、所爲『春秋』家言、反覆推明著書之旨 世惟執簡 蓋不韋賓 司

> 「高春以包夏、舉秋以兼冬、年有四時、故錯舉以爲所 「補校漢藝文志第十」八節などを参照。『校讎通義通解』 に引く王棻『校讎通義節駁』に「案『呂覽』採摭百家、兼 に引く王棻『校讎通義節駁』に「案『呂覽』採摭百家、兼 に引く王棻『校讎通義節駁』に「案『呂覽』採摭百家、兼 [四月〇十二章]
> 「本八」「補校漢藝文志第十」八節などを参照。『校讎通義通解』 に引く王棻『校讎通義節駁』に「案『呂覽』採摭百家、兼 「本八」「本人當不易、豊 「本人」」と言う。
> 「本人當不易、豊 「本人」」と言う。

原文

尚書、不知後人更若何掊撃矣。」とある。

右十四之三十 海門、則不知爲地名與、人名書名與 (華田)。 此著錄之 有簡也 (華田)。 其書則當互見於道家、志僅列於雜家非也 有簡也 (華田)。 其書則當互見於道家、志僅列於雜家非也 有十四之三十

七

『史通』六家篇に「按儒者之說春秋也、

以事繫日、

以日

也。」とある。

(訓読文)

石十四の三十 「淮南内二十一篇」は、本名づけて「鴻烈解」と為 し、而るに止だ「淮南」と称すれば、則ち地名為るか、 人名書名たるかを知らず。此れ著録の荷簡たるなり。 し、而るに止だ「淮南」と称すれば、則ち地名為るか、 し、而るに止だ「淮南」と称すれば、則ち地名為るか、

現代語訳

は伝わらないので、これ以上論じない。 は伝わらないので、これ以上論じない。 にれいたが、ただ「淮南」とだけ称すると、地書名としていたが、ただ「淮南」とだけ称すると、地書名としていたが、ただ「淮南」とだけ称すると、地書名としていたが、ただ「淮南」とだけ称すると、地書名としていたが、ただ「淮南」とだけ称すると、地書名としていたが、ただ「淮南」というもがいるので、これ以上論じない。

南子二十一卷」として、許慎注本と高誘注本の二本が著録固自注に「王安」とある。「隋志」には子部雑家類に「淮

されている。

高誘「淮南鴻烈解序」に、「安爲辨達、善屬文。……天 下方術之士多往歸焉。於是遂與蘇飛、夜尙、左吳、田由、 下方術之士多往歸焉。於是遂與蘇飛、夜尙、左吳、田由、 留被、毛被、伍被、晉昌等八人、及諸儒大山、小山之徒、 共講論道德、總統仁義、而著此書。其旨近老子、淡泊無爲、 超虛守靜、出人經道。 言其大也、則燾天載地、說其細也、 関滄於無垠、及古今治辭存亡禍福、世閒詭異瓊奇之事。 其則淪於無垠、及古今治辭存亡禍福、世閒詭異瓊奇之事。 其則淪於無垠、及古今治辭存亡禍福、世閒詭異瓊奇之事。 其別淪於無垠、及古今治辭存亡禍福、世閒之者、 其曰此之徒、 不可以為大明道之於道、號曰『鴻烈』。』と述べる。

二 「辨嫌名第五」第二節を参照。

道家亦何所不賅、若可專指一家、豈得復謂之雜乎。若必使與雜家互見、則必無是理。雜家者流、兼儒墨、合名法、即當互見道家、志僅列于雜家、非也。』余謂實齋若以『淮南當互見道家、志僅列于雜家、非也。』余謂實齋若以『淮南當互見道家、志僅列于雜家、非也。』余謂實齋若以『淮南文廷式『純常子枝語』卷四に「實齋『校讎通義』自是確文廷式『純常子枝語』卷四に「實齋『校讎通義』自是確

訳注

右十四の三十

一 諸子略雑家類に「**淮南**內二十一篇」として著録され、

班

家、名家、法家乎。此特好爲異論而已。」とある。其互見、則兼儒墨、合名法者、又可盡使之互見于儒家、墨

原文

> は、 すべき者なり。「孔甲盤盂二十六篇」も、 銘讚頌讚の有韻の文は、例として当に詩賦に互見せし を讚す」と云えば、是れ五篇の旨、大抵史讚の類なり。 几の銘」を考うれば、 して『文心雕龍』 人器銘」、及び『皇王大紀』の所謂「輿几の箴」、「巾 **「荊軻論」の下に「司馬相如等 之を論ず」と注し、而** 右十四の三十一 其の書今既に見る可からず、『皇覧』 詩賦の門の「孝景皇帝頌」と類を同じくして編次 則ち「相如 則ち六篇の旨、 詞を属し、 亦た是れ其の類なり 想見す可きなり。 始めて荊軻 0) 「黄帝金

現代語訳

を綴り、始めて荊軻を讚した」と言うのであれば、と綴り、始めて荊軻を讚した」と言うのであれば、『大紀』の所謂「輿几の箴」、「巾几の銘」を及び『皇王大紀』の所謂「輿几の箴」、「巾几の銘」を及び『皇王大紀』の所謂「輿几の箴」、「巾几の銘」を及び『皇王大紀』の所謂「輿几の箴」、「巾几の銘」を入び『皇王大紀』の所謂「輿几の箴」、「巾几の銘」をえる。また、「荊軻論」の下に「司馬相如等が論ができる。また、「荊軻論」の下に「司馬相如等が論ができる。また、「荊軻論」の下に「司馬相如等が論」と、雑家類に著道家類に著録される「黄帝銘六篇」と、雑家類に著述なり、始めて荊軻を讃した」と言うのであれば、

(訓読文)

右十四之三十一

道家の

「黄帝銘六篇」

と、

雑家の

荊軻論五篇」

ع

同じものとして著録すべきである。「孔甲盤盂二十六篇」で詩賦に互見させ、詩賦略の「孝景皇帝頌」と分類をのだろう。銘讚や頌讚といった有韻の文は、体例とし「漢志」著録の五篇の主旨は、およそ史讚の類だった

訳注

Ŕ

その類である。

右十四の三十一

一 諸子略雑家類に「荊軻論五篇」として著録され、班固自一 諸子略道家類に「黃帝銘六篇」として著録される。

六

王応麟『漢書藝文志考証』に「文章緣起、司馬相如作荊

三 『皇覧』は魏文帝曹丕の勅命により編纂された類書。「隋る。

志」に百二十巻が著録されている。

すでに散逸し、

章学誠

指摘は、『太平御覧』文部銘に引く佚文に拠る。

麒麟遊於郊、猶作輿几之箴、以警宴安、作金几之銘、以戒四、宋胡宏撰『皇王大紀』五帝紀黄帝軒轅氏に、「鳳凰巢阿閣・

人器銘、武王間尙父曰、「五帝之誠、可得聞歟。」尙父曰、五王応麟『漢書藝文志考証』に「『皇覽』記陰謀、『黃帝金五

逸欲。」とある

七

八

諸子略雑家類に「孔甲盤盂二十六篇」として著録され

黄帝中几銘、見於路史。是六銘尚存其二也。」とある。講疏」に「黄帝金人銘、見於荀子、太公金匱、劉向說苑、以戒逸欲。』『黄帝內傳一卷』序云、『籛鏗得之於衡山石室以戒逸欲。』『黄帝內傳一卷』序云、『籛鏗得之於衡山石室以戒逸欲。』『黄帝会人銘、見於荀子、太公金匱、劉向說苑、「黄帝之戒曰、『吾之居民上也、揺揺恐夕不至朝。』故爲金

村護。文心雕龍、相如屬詞始讚荊軻。」とある。『文心雕 「後漢書』之論、而在司馬相如時、尚稱爲贊耶。」と述べる。 『後漢書』之論、而在司馬相如時、尚稱爲贊耶。」と述べる。 『後漢書』之論、而在司馬相如時、尚稱爲贊耶。」と述べる。 『後漢書』之論、而在司馬相如時、尚稱爲贊耶。」と述べる。 『後漢書』之論、而在司馬相如時、尚稱爲贊耶。」と述べる。 『後漢書』之論、而在司馬相如時、尚稱爲贊耶。」と述べる。 『後漢書』之論、而在司馬相如時、尚稱爲贊耶。」と述べる。 『後漢書』之論、而在司馬相如時、尚稱爲贊耶。」と述べる。 『後漢書』之論、而在司馬相如時、尚稱爲贊耶。」と述べる。 『後漢書』之論、而在司馬相如時、尚稱爲贊耶。」と述べる。 『夜漢書』之論、而在司馬相如時、尚稱爲贊耶。」と述べる。

- 161 -

【原文】

記』之「夏小正」、『小戴記』之「月令」、『爾雅』之 知也是語。『書』之「無逸」、『詩』之「豳風」、『大戴

農家託始神農、遺敎緒言區。或有得其一二、未可

釋草」、『管子』之「牧民」篇、『呂氏春秋』「任地」

諸篇、俱當用裁篇別出之法、冠於農家之首者也。

注三

神農」、「野老」之書、即難憑信、故經言不得不詳。注四。

右十四之三十二

有韻、 班固自注に「黃帝之史、或曰夏帝孔甲、似皆非。」とある。 **「雕龍」所謂贊者不過贊揚之義、安知其必有韻邪。且正使** 「校讎通義通解」所引王棻『校讎通義節駁』に「案書名爲 未必有韻、班馬史贊、王褒『聖主得賢臣頌』亦皆無韻 章氏徒狃互見之說、毋乃專尙鉤釽析辭耶。」とある。 即謂當互見詩賦、是『易』象傳皆有韻、亦當互見詩

> かにせざるを得ず。 当に裁篇別出の法を用いて、 『小戴記』の「月令」、『爾雅』 牧民」の篇、『呂氏春秋』の 「神農」、「野老」の書は、 即ち憑りて信じ難く、故に経言詳ら 農家の首に冠すべき者な 「任地」の諸篇は、俱に の「釈草」、『管子』の

右十四の三十二

【現代語訳】

かないのである 依拠し難いものなので、 戴記』の「月令」篇、『爾雅』の「釈草」篇、『管子 篇、『詩』の「豳風」、『大戴記』の「夏小正」篇、『小 しれないが、 緒言について、一つ二つ見られるところがあるのかも くべきものである。 篇は、みな裁篇別出の法によって、農家のはじめに置 農家はその創始を神農に託しており、 「牧民」篇、『呂氏春秋』の「任地」篇といった諸 知ることは出来ない。『書』の「無逸 経書の中の言葉を詳しく見ないわけにはい 冒頭に著録される「神農」、「野老」の書は、 先人の教えや

右十四の三十二

(訓読文)

二を得る有るも、 無逸」、『詩』の「豳風」、『大戴記』の「夏小正 農家 始めを神農に託し、遺教緒言、 未だ知る可からざるなり。 或い は其の一 『書』の

割泊

先言也。」と言う。また、成玄英の疏には「緒言、餘論也。」先言也。」と言う。また、成玄英の疏には「緒言、餘論也。」とあり、『経典釈文』に「緒言猶とある。

二 諸子略農家には九家百一十四篇を著録し、序文に「農家本流、蓋出於農稷之官。播百穀、勸耕桑、以足衣食、故八政一目食、二日貨。孔子曰『所重民食』、此其所長也。及政一目食、二日貨。孔子曰『所重民食』、此其所長也。及政一目食、二日貨。孔子曰『所重民食』、此其所長也。及改一日食、二日貨。孔子曰『所重民食』、此其所長也。及产性及商君所說。」とある。王応麟『漢書藝文志考証』は、諸家に神農の言葉がしばしば引かれている例を挙げ、『淮諸家に神農の言葉がしばしば引かれている例を挙げ、『淮諸家に神農の言葉がしばしば引かれている例を挙げ、『淮諸家に神農の言葉がしばしば引かれている例を挙げ、『淮諸家に神農資帝、而後能入說。」の一文を引いている。馬国翰による輯本がある。

流于他自己所反對的爲『類書纂輯之所爲、而非著錄源流到處滿天飛、自然會喪失『顯著專篇、明標義類』的意義、この指摘を踏まえて王重民氏は、「章學誠使互著別裁方法

心雕龍』諸子篇に「野老治國於地利。」と述べる。「隋志」「年老居田野、相民耕種、故號野老。」とある。また、『文班固自注に「六國時、在齊楚閒。」と見え、また応劭注に冒頭の「神農二十篇」に並べて、「野老十七篇」を著録し、

四

之所貴也』。」と述べている。

原文

以降、後世の目録には見えない。

史氏之記 [#1]、 則其書亦不儕於小說也 [#2]。 「靑史子」、云「古史官紀事也」[#1]、則其書非「尙書」 「靑史子」、云「古史官紀事也」[#1]、則其書非「尙書」 其書雖不可知、然斑固注『周考』、云「考周事也」、注 其書雖不可知、然斑固注『周考』、「靑史子五十七篇」、

[訓読文]

右十四之三十三

若漢時古籍具存、其言農事者當數倍于此、必皆裁篇別出.

則近于類書、非目錄家之學也。」とある。また、

文廷式『純常子枝語』巻四に「余按今時實齋所見者僅此

小説家の「周考七十六篇」、「青史子五十七篇」、其

ば、則ち其の書亦た小説に懠ばざるなり。『大戴記』保博篇の、青史氏の記を引くを観れなり。『大戴記』保博篇の、青史氏の記を引くを観れまり。『大戴記』保博篇の、青史氏の記を引くを観れて、「周事を考うるなり」と云い、「青史子」に注して、て、「周事を考うるなり」と云い、「青史子」に注して、

【現代語訳】

右十四の三十三

小説家に著録される「周考七十六篇」、「青史子五十七篇」は、その書物について知ることはできないけれたものである」と述べ、「青史子」の書に注を附して、「古の史官が事を記録したものである」と述べているので、これらの書は「尚書」類に分類するのでなければ、「春秋」類に列べるようなものである」と述べてろう。『大戴記』保**博**篇が、青史氏の記述を引用しているのを見ると、この書は小説類に列ぶようなものでいるのを見ると、この書は小説類に列ぶようなものではないのである。

ある。

馬国翰、

魯迅などによる輯本がある。

右十四の三十三

訳注

書知る可からずと雖も、

然るに班固

『周考』に注

類に著録する「燕丹子一卷」の注に「梁有靑史子一卷」と **之意**。」と述べる。また「青**史子五十七篇**」として著録さ は「此云『周考』、猶言叢考也。周乃周遍、周普無所不包 固自注に「考周事也」とある。 不忘。如或一言可采、此亦芻蕘狂夫之議也。」とある 君子弗爲也。』然亦弗滅也。閭里小知者之所及、亦使綴而 文に「小説家者流、蓋出於稗官。 **『隋志』以降の目録には著録されないが、「隋志」子部小説** 諸子略小説家に、「周考七十六篇」として著録され、 諸子略小説家には十五家千三百八十篇を著録し、その序 班固自注に「古史官紀事也。」とある。二書いずれも 孔子曰『雖小道、必有可觀者焉、致遠恐泥、 張舜徽 街談巷語、 『漢書藝文志通釈 道聽塗說者之 班

某。』」とある。また、『文心雕龍』諸子篇に「建及七國力君。比及三月者、王后所求聲音非禮樂、則太節縕瑟而稱不右。比及三月者、王后所求聲音非禮樂、則太節縕瑟而稱不方。太子生而泣、太節吹銅曰、聲中其律。太宰持斗而御戶腹之、七月而就宴室、太史持銅而御戶左、太宰持斗而御戶腹之、七月而就宴室、太史持銅而御戶左、太宰持斗而御戶

四 儉確之教、尹文課名實之符、野老治國於地利、騶子養政於 **魘**祿**而餘榮矣**。」と述べる。 青史曲綴以街談、承流而枝附者、不可勝算、並**飛辯以馳術** 天文、申商刀鋸以制理、鬼谷脣吻以策勳、尸佼兼總於雜述、

政、俊乂縳起。孟軻膺儒以磬折、莊周述道以翱翔、墨翟執

說。」と述べている (『古今小説史略』)。 魯迅は「遺文今存三事、皆言禮、亦不知當時何以入小